

生駒市立保育施設等における 医療的ケア児ガイドライン

令和 6 年 11 月

生駒市教育委員会

はじめに

近年、医療的ケア児(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)第二条第二項の医療的ケア児をいう。)の保育・教育ニーズも高まり、医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようになることが重要な課題となっています。

令和3年6月、医療的ケア児支援法が成立し、同年9月18日に施行されました。この法律では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならない」と明記され、医療的ケア児への支援は地方自治体の責務であると示されました。本市ではこれまでも医療的ケア児や健康上の配慮が必要な子どもが健康で安全に保育・教育施設(以下「保育施設等」という。)での生活が送れるよう、関係機関と連携を図り、取り組んできましたが、この度、より円滑な医療的ケア児の受け入れ及び支援を行うことを目的として、受け入れに必要な基本的事項や留意点(入所・入園までの流れや手続き、必要書類、関係機関との連携、緊急時対応等)を示したガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)を策定しました。

医療的ケアを必要とする子どもたちが、必要な配慮のもとに、他の子どもと等しく保育・教育が受けられることを目指し、本ガイドラインを活用していきます。

目次

第1章 基本的事項

1. 受入れの要件	1
2. 医療的ケアの内容	1
3. 対象年齢	2
4. 実施体制	2

第2章 医療的ケア児の入所等までの手続き

1. 保護者からの相談	2
2. 保育施設等への入所申請	2
3. 保育施設等の見学	3
4. 検討会議(医療的ケア児の保育施設等受入れの可否判定)	3
5. 入所選考	3
6. 受入れの通知	3
7. 内定通知後の医療的ケア実施に関する必要書類	3
8. 嘱託医・医療機関との連携	4
9. 入所等前個別面談	4
10. 入所等決定	4
11. 主治医面談	4
12. 保育利用の開始	4

第3章 医療的ケア児の入所等後の継続等について

1. 保育施設等での医療的ケアの継続について	5
2. 受入れ後における医療的ケアの内容変更について	5
3. 長期欠席について	5
4. 医療的ケアの終了について	5

第4章 保育施設等での受入れについて

1. 医療的ケアを必要とする児童の保育について	6
2. 医療的ケアの実施者について	6
3. 医療的ケアの安全実施体制について	6
4. 緊急時の対応について	7
5. 職員の研修について	7

第5章 保護者の了承事項

1. 保育施設等利用について	8
2. 医療的ケアについて	9
3. 慣らし期間(ゆるやかな保育期間)について	9

4. 体調管理及び保育利用中止等について	9
5. 緊急時及び災害時の対応について	10
6. 退所・退園等について	10
7. 情報の共有等について	10
8. その他	11

参考資料

別紙【医療的ケアを必要とする児童の入所までの基本的な流れ】(*4月一斉入所*2号認定児の場合)

様式集 ①医療的ケア実施希望申込書

- ②医療的ケアを必要とする児童に関する主治医の意見書
- ③医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書
- ④医師指示書
- ⑤医療的ケア実施計画書
- ⑥医療的ケアを必要とする児童の面談記録票
- ⑦医療的ケア終了届

第1章 基本的事項

1. 受入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育施設等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 主治医より、医療的ケア児の容体が安定し、集団保育が安全で可能と判断されていること。
- (3) 保育施設等における受入れ体制が整えられていること。
- (4) 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
- (5) 症状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育施設等で十分に共有できること。
- (6) 必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること。

2. 医療的ケアの内容

(1) 経管栄養

経管栄養については、以下のとおりとする。

- ① 食べる機能が弱いときにチューブ等を使って胃に栄養を送る。
- ② 経管栄養法のうち、経鼻胃管と胃ろう(腸ろう)を実施する。
- ③ 注入する栄養は、栄養剤のみとする。
- ④ ポンプ等による持続注入の対応については行わない。

(2) 咳痰吸引

喀痰吸引については、以下のとおりとする。

- ① 唾液の飲み込みや、痰を吐き出す力が弱いと苦しくなるので、医療機器で吸引して取り除く。
- ② 口腔内や鼻腔内の分泌物の吸引を行う。

(3) その他(保育施設等において対応可能な医療的ケアを実施)

保育施設等の人員配置や施設の状況から、安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとする。なお、日常生活の中で、長期にわたり継続的に必要とされる医療行為を想定しており、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含まない。

また、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対応が難しい場合がある。

3. 対象年齢

3歳児クラス以上を基本とする。ただし、0～2歳児は、医療的ケア児の状態により、主治医の許可がある場合は、この限りではない。

4. 実施体制

- (1) 受入れは、4月1日入所・入園(以下「入所等」という。)を基本とする。在園児は、この限りではない。
- (2) 保育を行う日は、平日(月～金曜日)とする。土曜日及び延長保育は対応不可とする。
- (3) 医療的ケア実施時間は、1日8時間(8:30～16:30)の範囲において実施する。保育時間は、保育標準時間(7:30～18:30)の範囲内とし、実施する保育時間は主治医と協議する。1号認定児については、平日の教育時間内とする。
- (4) 園行事を行う場合は、土曜日・日曜日であっても実施する。

第2章 医療的ケア児の入所等までの手続き

医療的ケア児の入所等までの手続きは、次のとおりとする。

別紙【医療的ケアを必要とする児童の入所までの基本的な流れ＊4月一斉入所＊2号認定児の場合】参照
※なお、1号認定児の入園及び在園児に係る手続きについては、下記と異なる。

1. 保護者からの相談

- (1) 本ガイドラインに基づいて、保育・教育を担当する課(以下「市担当課」という。)において、保育施設等での受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (2) 保育コンシェルジュ、担当指導主事、看護師・保健師等(以下「看護職員等」という。)により、保育が必要な家庭の状況や医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育施設等以外の支援・サービス、施設利用希望等の聞き取りを行う。
- (3) 保育の申請に必要な書類の説明を行う。(様式集①～⑦参照)

2. 保育施設等への入所申請

- (1) 保護者は、保育施設等への入所申請として、「様式①医療的ケア実施希望申込書」、「様式②医療的ケアを必要とする児童に関する主治医の意見書」及び「様式③医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」の書類を市担当課に提出する。

(2) 市担当課は、申請書類に基づいて、保護者や医療的ケア児の状況について確認する。

3. 保育施設等の見学

- (1) 保護者と医療的ケア児は、入所を希望する施設を含む複数の保育施設等を訪問して、保育の様子を見学し、保育施設等の担当者から説明を受ける。
- (2) 保育施設等の担当者は、保護者から日頃の医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について聞き取りを行う。

4. 検討会議（医療的ケア児の保育施設等受入れの可否判断）

- (1) 検討会議は、市担当課の職員及び保育施設等の担当者をもって組織する。
- (2) 保育施設等の担当者は、医療的ケア児の健康状態及び発達の状況を観察し、保育・医療の観点から保育施設等における集団保育が可能かを確認し、検討会議で報告する。必要に応じて、入所希望施設等の嘱託医・園医へ意見を求める。
- (3) 保護者から提出された申請書類に基づき、保育の必要性、集団保育の可否について検討する。
- (4) 検討会議で、保育施設等での安全な受入れに課題があり、受入れが困難と判断された場合は、市担当課は、その旨を保護者に伝えるとともに、他の支援・サービス利用の検討、紹介を行う。

5. 入所選考

「生駒市保育所等入所選考基準」に基づき、入所選考を行う。

6. 受入れ通知

- (1) 受入れ可能(入所内定)・保留ともに、保護者へ郵送による通知を行う。
- (2) 受入れは、1年単位で更新の手続きを要することを条件とする。
- (3) 入所保留の場合、年度内は申込者名簿に登録され、以後、毎月の入所選考の対象となるが、医療的ケア児の健康状態等の変化により、受入れについて再検討する必要がある場合は、検討会議により可否の判断を行う。

7. 内定通知後の医療的ケア実施に関する必要書類

- (1) 保護者は、主治医に「様式④医師指示書」の作成を依頼し、保育施設等に提出する。
- (2) 保育施設等は、「様式⑤医療的ケア実施計画書」を作成する。
- (3) 保護者は、保育施設等が作成した計画書等を主治医に提示し、保育施設等は、必要に

応じて主治医に助言を求める。

8. 嘱託医・医療機関との連携

- (1) 保育施設等の嘱託医は、医療的ケア児の入所等前健康診断を実施し、必要な事項を保育施設等及び保護者に共有する。
- (2) 保育施設等は、緊急時には救急搬送の依頼を行う。
- (3) 緊急時の対応として、保護者同意の上、主治医作成の「意見書」、「指示書」とともに医療的ケア児の健康状態等の情報を救急隊や関係医療機関と共有する。

9. 入所等前個別面談

- (1) 保育施設等は、自園において医療的ケア児及び保護者との面談を行う。
- (2) 前項の面談は、保育施設等の施設長(園長)、保育士・幼稚園教諭(以下「保育士等」という。)、看護職員等、市担当課の指導主事等と面談を行い、支援体制や環境整備の検討を進める。その際、「様式⑥医療的ケア児面談記録票」等を活用する。
- (3) 保育施設等は、保護者に対し、すでに提出されている「様式③医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」の各項目について意向確認を行う。
また、入所等後の「12.(2)慣らし期間(ゆるやかな保育期間)」についての内容確認を行う。

10. 入所等決定

保育施設等での面談及び健康診断終了後、集団保育が可能と判断されれば、入所等決定となる。

11. 主治医面談

保育施設等は、医療的ケアの実施にあたり、保護者の同意の上、医療的ケア児の受診に同行する等により、保育の開始に向けて情報を収集し、必要に応じて「様式④医師指示書」の内容確認や緊急時の対応等の指導・助言を受ける。

12. 保育利用の開始

(1) 医療的ケアに必要な物品等の提供

保護者は、保育中の医療的ケア実施に必要となる物品を保育施設等へ提供する。なお、使用済みの物品等については、家庭に持ち帰る。

(2) 慣らし期間(ゆるやかな保育期間)

- ① 医療的ケア児が新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを安全に実施するため
に、一定の期間、保護者付き添いのもと、保育を実施する。
- ② 期間及び保育時間は、保護者と保育施設等が協議の上、定める。

第3章 医療的ケア児の入所等後の継続等について

1. 保育施設等での医療的ケアの継続について

- (1) 1年単位で実施する医療的ケアの継続判断は、医療的ケア児の健康状態等を勘案し、
検討会議にて行う。
- (2) 検討会議にて、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合、市は継続
して保育において医療的ケアを実施する。

2. 受入れ後における医療的ケアの内容変更について

- (1) 受入れ後、年度途中(1年度単位の継続審査前)において、医療的ケアの内容に変更が
あった場合は、保護者は改めて、施設長(園長)へ「様式①医療的ケア実施希望申込書」
及び「様式④医師指示書」を提出する。
- (2) 前項の書類に基づき、保育施設等における集団保育の継続実施について、検討会議を
行う。
- (3) (1)の書類、検討会議の結果及び主治医の指示に基づき、受入れの可否を判断する。
- (4) 市が規定する内容で医療的ケアが実施される場合は、継続して保育を実施する。
- (5) 市が規定する内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として保育施設等を
退所・退園となる。
- (6) 主治医の指示に基づき、医療的ケアが終了となる場合は、保護者は施設長(園長)へ「様
式④医師指示書(変更・解除)」及び「様式⑦医療的ケア終了届」を提出する。

3. 長期欠席について

入院等の長期欠席後、通所が可能となった場合は、保育施設等における集団保育の再開に
について、必要に応じて主治医に意見を求め、検討会議にて可否を判断する。

4. 医療的ケアの終了について

医療的ケアが終了となる場合は、保育施設等は、保護者から終了届の提出があった旨を市

担当課へ報告する。

第4章 保育施設等での受入れについて

1. 医療的ケアを必要とする児童の保育について

- (1) 保育施設等は、保護者と連携して、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。
- (2) 保育施設等は、医療的ケア児と周りの児童が、安全で快適に過ごせるよう保育の環境を整える。
また、医療的ケアを実施する時は、衛生面、安全部面及び児童のプライバシー等に十分留意し、適切な環境において実施する。
- (3) 保育施設等は、登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者の気持ちを受け止め、保護者支援に努める。
また、必要に応じて関係機関等と連携する。

2. 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは、基本的に保育施設等の看護職員等が行う。

また、当該看護職員が長期間不在になるなど、やむを得ず医療的ケアが困難になる場合は、保育施設等からの事前の依頼に基づき、市担当課の看護職員が医療的ケアを行う。

3. 医療的ケアの安全実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

保育施設等は、検討会議及び入所選考会等の意見を参考に、「様式②医療的ケアを必要とする児童に関する主治医の意見書」及び「様式④医師指示書」の内容を確認し、嘱託医の助言を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長(園長)、保育士等、看護職員等、嘱託医等の施設職員間で共有する。

また、医療的ケアの実施に当たり、施設長(園長)は、医療的ケアの安全実施のマネジメント体制を構築する。

(2) 保育施設等関係者の役割

① 施設長(園長)、保育士等、看護職員等の職員、嘱託医等は、医療的ケア児が安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、連携・協働する。

- ② 施設長(園長)は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント及び職員育成等を行う。
- ③ 保育士等は、看護職員等及び保護者と連携して、日々の医療的ケア児の健康状態を把握しながら集団保育を行い、保育施設等での生活の状況を保護者に報告する。
- ④ 看護職員等は、保育士等及び保護者と連携して医療的ケア児の健康状態を把握する。
また、主治医等の指示書に基づき「様式⑤医療的ケア実施計画書」を作成し、保護者の理解及び同意の上、保育士等と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。なお、医療的ケアの実施状況と健康状態については保護者に報告する。
- ⑤ 嘴託医は、医療的ケア児の入所等前健康診断を行う。必要に応じて医療的ケアの実施計画とケアの手技について確認を行い、助言や職員への研修及び指導を行う。

(3) 衛生管理

- ① 医療的ケア実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。
- ② 保護者と保育施設等は、医療的ケア児が使用する医療的ケアの物品・備品については、相互に確認の上、衛生的に保管・管理を行う。

(4) 文書管理

医療的ケア実施に関する書類は、実施保育施設等において原則5年間保管する。
また、保管は、紛失や、盗難がないよう適正に行う。

4. 緊急時の対応について

- (1) 保育施設等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医、嘴託医等関係医療機関の協力により保育を実施する。
また、緊急時には、事前に確認している医療機関との連携を行う。
- (2) 緊急時の対応は、保育施設等で定めている事故発生時のマニュアルに沿って行うことを中心とするが、保育施設等は、予想される緊急時の対応について事前に主治医及び保護者に確認しておく。
また、施設内で定期的な訓練を実施し、緊急時の行動や各自の役割について明確にしておく。
- (3) 保育施設等は、緊急時の対応について事前に保護者に十分説明し、同意を得ておく。
- (4) 医療的ケア児の体調急変等の緊急時対応は、発見者からの連絡を受けた施設長(園長)の指示の下、医療的ケア児の状況を連絡先である医療機関及び保護者等(緊急連絡先として指定されている者を含む。以下「保護者等」という。)に連絡し、必要に応じて救急車にて搬送する。
- (5) 保護者等は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、保育施設等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育施設等からの連絡により、保育利用時間の途中であ

っても医療的ケア児の引取りをする。病院搬送時は病院へ直行し、引取る。

5. 職員の研修について

- (1) 保育施設等は、医療的ケア及び保育が安全かつ適切に実施されるために、医療的ケア児の心身の状況や必要とする医療的ケアの内容、保育に関する留意点等について、定期的に研修を行い、職員の医療的ケアに関する知識の向上を図る。
- (2) 保育施設等は、他機関が実施する医療的ケアに関する研修への参加や、医療的ケアを実施している他保育施設等への視察研修等を実施し、看護職員等、保育士等の知識・技能の向上に努める。
- (3) 保育施設等は、ヒヤリハット、事故等の事例の集積及び分析のための体制整備を行う。また、ヒヤリハット、事故等の事例について報告書を作成し、市担当課へ情報共有を図るとともに施設内の全職員で共有・分析し、再発防止策を講じる。

第5章 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を得る。

1. 保育施設等利用について

- (1) 保育施設等の利用日・利用時間は次のとおりとする。
 - ① 保育を行う日は、平日(月～金曜日)とする。土曜日及び延長保育は対応不可とする。
 - ② 医療的ケア実施時間は、1日8時間(8:30～16:30)の範囲内において実施する。保育時間は、保育標準時間(7:30～18:30)の範囲内とし、実施する保育時間は主治医と協議する。1号認定児については、平日の教育時間内とする。
 - ③ 園行事を行う場合は、土曜日・日曜日であっても実施する。
 - ④ 児童の状況や保育施設等の状況を踏まえ、保育施設等と保護者の同意の上で決定する。
- (2) 毎年度、保育施設等へ次の書類を提出し、施設長(園長)が医療的ケア実施の継続可否を判断すること。

様式①医療的ケア実施希望申込書

様式③医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

様式④医師指示書

- (3) 医療的ケア児が集団生活する保育施設等では、感染症に罹患する可能性があること。

2. 医療的ケアについて

- (1) あらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「様式②医療的ケアを必要とする児童に関する主治医の意見書」(入所申請時)及び「様式④医師指示書」(内定通知書到着後)を提出する必要があること。
- (2) 保育施設等では、関係法令及び前項の書類に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。
- (3) 保育施設等が医療的ケアを実施する上で、主治医の指導・助言が必要なときに、保育施設等の看護職員等、担当保育士等が保護者の同意を得て、医療的ケア児の受診に同行し、主治医との面談を行う場合があること。
- (4) 医療的ケア児の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに施設長(園長)へ報告するとともに、「様式①医療的ケア実施希望申込書」及び「様式④医師指示書」を保育施設等に提出すること。
- (5) 保育施設等が医療的ケアを実施するにあたり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用、医療的ケアの実施手続きに要する経費等は、保護者の負担となること。
- (6) 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検・整備し、施設長(園長)に預託すること。なお、使用後の物品は、家庭に持ち帰ること。

3. 慣らし期間（ゆるやかな保育期間）について

医療的ケア児が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育・教育時間については、保育施設等と保護者が相談の上定めること。医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の保育・教育時間の短縮や、慣らし期間が延長・短縮される場合もあること。

4. 体調管理及び保育利用中止等について

- (1) やむを得ない事情により、医療行為を行う看護職員等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者に付き添いをお願いすることがあること。
また、保護者の付き添いができるないときや、保育中の医療的ケア実施の体制が取れないときは、保育の利用ができない場合があること。
- (2) 登園前に、医療的ケア児の健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 登園後、医療的ケア児が発熱、下痢、嘔吐、けいれん重責等の体調不良の場合、また、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず保育中は連絡

が取れるようすること。

また、医療的ケア児の体調不良により、保育施設等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による医療的ケア児の引き取りをお願いすること。

- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育施設等で感染症が一定数以上発症した場合には、保育施設等からの情報により、保護者が保育を利用するかどうかを判断すること。
- (5) 保育施設等が必要と判断した時には、医療機関を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。

5. 緊急時及び災害時の対応について

- (1) 医療的ケア児の症状に急変が生じ、緊急事態と保育施設等が判断した場合、保育施設等は事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に医療的ケア児の保護者等に連絡を行うこと。
また、状況によっては、保護者等へ連絡する前に医療的ケア児を医療機関に搬送し、治療が行われること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- (2) 経管栄養チューブの交換は、保護者責任の下、自宅や受診時に行うこと。なお、保育中に抜去した場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「様式④医師指示書」及び「様式⑤医療的ケア実施計画書」に記載の上、それに沿って対応すること。
- (3) てんかん等の既往及び疑いがある医療的ケア児の場合は、けいれん止めの薬剤を用意し、薬剤の消費期限等の管理及び保管方法は、保護者等の責任の下で行うこと。
- (4) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来ることができない可能性を想定し、予備の薬と食事(栄養剤)を保育施設等に持参すること。医療的ケアの実施に必要な医療用具や消耗品等も保育施設等にストックしておくこと。

6. 退所・退園等について

- (1) 医療的ケア児の病状の変化により、保育施設等が規定する内容以外の医療的ケアが必要になった場合で、保育施設等として安全の確保が困難等の理由により対応不可と判断した場合には、原則、退所・退園となること。
- (2) 保育施設等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育施設での受け入れができない場合があること。

7. 情報の共有等について

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請

内容等について、施設長(園長)、看護職員等、保育士等で共有すること。

また、必要に応じて、保護者同意の上、医療的ケア児が居住する地区の専門機関等に意見を求めて共有すること。

- (2) 緊急時の対応のために、主治医から保育施設等に提供された「様式②医療的ケアを必要とする児童に関する主治医の意見書」及び「様式④医師指示書」等の内容を保育施設等の嘱託医、医療機関に情報提供すること。
- (3) 医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは保護者同意の上、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

8. その他

「第5章 保護者の了承事項」1から7までのほか、保育施設等との間で取り決めた事項を遵守すること。

参考資料

別紙 【医療的ケアを必要とする児童の入所までの基本的な流れ】
(＊4月一斉入所＊2号認定児の場合)

別紙 【医療的ケアを必要とする児童の入所までの基本的な流れ】
(＊4月一斉入所＊1号認定児の場合)

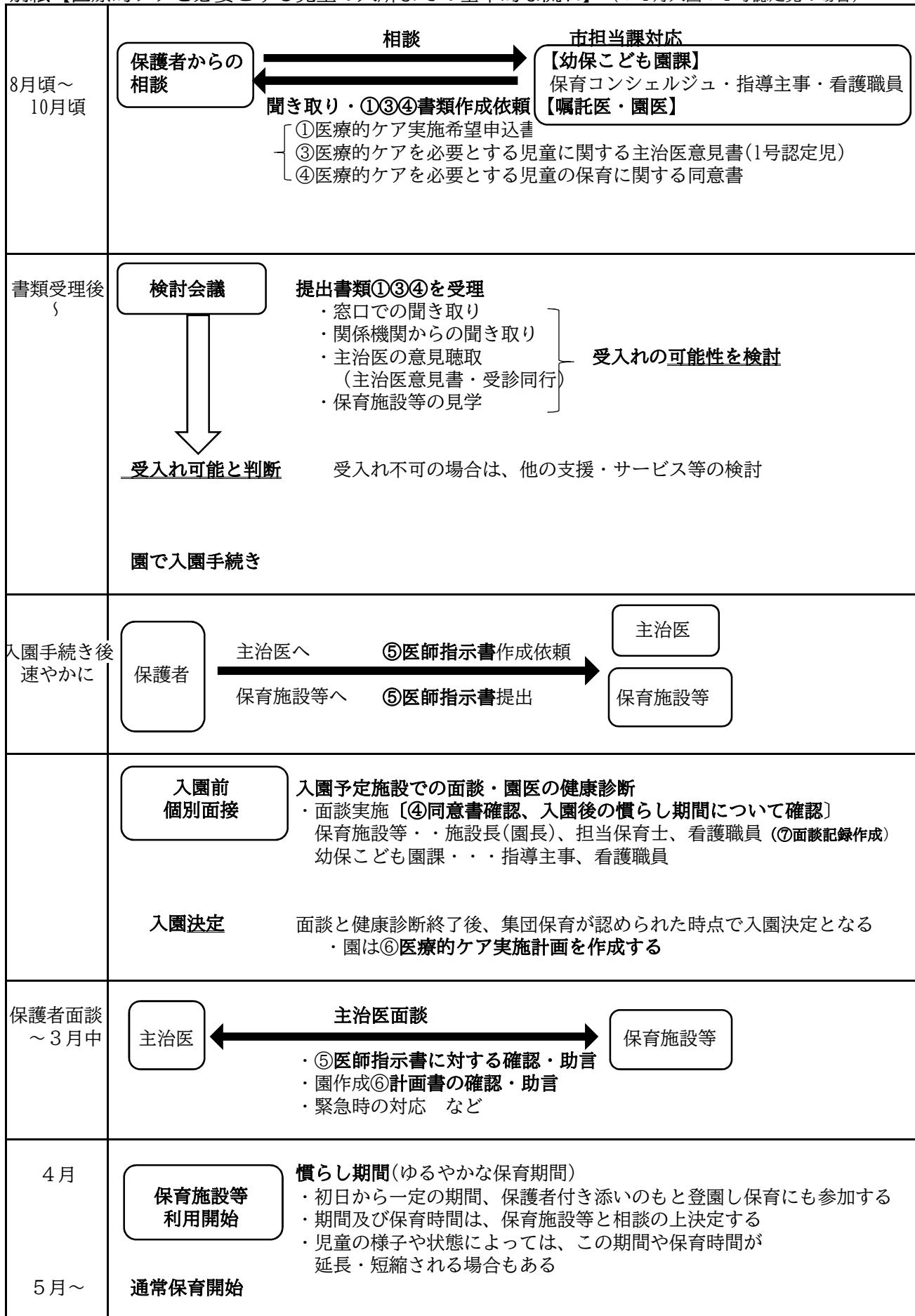
様式集

- ① 医療的ケア実施希望申込書
- ② 医療的ケアを必要とする児童に関する主治医の意見書
- ③ 医療的ケアを必要とする児童に関する主治医の意見書（1号認定児）
- ④ 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書
- ⑤ 医師指示書
- ⑥ 医療的ケア実施計画書
- ⑦ 医療的ケアを必要とする児童の面談記録票
- ⑧ 医療的ケア終了届

別紙【医療的ケアを必要とする児童の入所までの基本的な流れ】(*4月一斉入所*2号認定児の場合)

8月頃～ 10月頃	<p>相談</p> <p>保護者からの相談 ← → 市担当課対応 【幼保こども園課】 保育コンシェルジュ・指導主事・看護職員 【嘱託医・園医】</p> <p>聞き取り・①②④書類作成依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療的ケア実施希望申込書 ②医療的ケアを必要とする児童に関する主治医意 ④医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書 <p>※一般入所申込締切：10月下旬～11月初旬頃 (詳細は10月頃市のHPに掲載予定)</p>
書類受理後 ↓ 12月中旬	<p>検討会議</p> <p>提出書類①②④を受理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での聞き取り ・関係機関からの聞き取り ・主治医の意見聴取 (主治医意見書・受診同行) ・保育施設等の見学 <p>受入れの可能性を検討</p> <p>受入れ可能と判断</p> <p>受入れ不可の場合は、他の支援・サービス等の検討 ※入所選考会議 (12/20～25頃)</p> <p>入所内定</p> <p>※一般入所内定 2月初旬 (郵送による通知)</p>
入所内定後 速やかに	<p>保護者 → 主治医へ ⑤医師指示書作成依頼 → 主治医</p> <p>保育施設等へ ⑤医師指示書提出 → 保育施設等</p>
2月中	<p>入所前個別面談</p> <p>入所内定施設での面談・嘱託医の健康診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談実施 [④同意書確認、入所後の慣らし期間について確認] 保育施設等・・・施設長(園長)、担当保育士、看護職員 (⑦面談記録作成) 幼保こども園課・・・指導主事、看護職員 <p>※一般新入園児面談 2月中旬</p> <p>入所決定</p> <p>面談と健康診断終了後、集団保育が認められた時点で入所決定となる ・園は⑥医療的ケア実施計画を作成する</p>
保護者面談 ～3月中	<p>主治医 ← → 保育施設等</p> <p>主治医面談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑤医師指示書に対する確認・助言 ・園作成⑥計画書の確認・助言 ・緊急時の対応 など
4月 5月～	<p>慣らし期間(ゆるやかな保育期間)</p> <p>保育施設等利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し保育にも参加する ・期間及び保育時間は、保育施設等と相談の上決定する ・児童の様子や状態によっては、この期間や保育時間が延長・短縮される場合もある <p>通常保育開始</p>

別紙【医療的ケアを必要とする児童の入所までの基本的な流れ】(*4月入園*1号認定児の場合)



【様式①】

医療的ケア実施希望申込書

生駒市長 様

申込日	年 月 日
住 所	
保護者氏名	
電話番号	

保育施設等における医療的ケアの実施希望申込書を提出します。

ふりがな 医療的ケアを 必要とする 児童氏名	性別	年齢 歳	生年月日 年 月 日生
緊急 連絡先 (保育中必ず 連絡の取れる 番号を書く)	①氏名〔	〕続柄〔	〕電話番号〔
	②氏名〔	〕続柄〔	〕電話番号〔
	③氏名〔	〕続柄〔	〕電話番号〔

実施を申し込む医療的ケアの内容・方法 等

医療的ケアの内容	<input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻胃管 · 胃ろう · 腸ろう) <input type="checkbox"/> 咳痰吸引 (口腔 · 鼻腔) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載)
実施を希望する方法	
予想される緊急時の 状態と対応及び 緊急搬送先	

【様式②】 医療的ケアを必要とする児童に関する主治医の意見書

下記の児童が保育施設等（保育所、幼稚園、認定こども園）にて安全な集団生活が可能かを判断するために、ご意見をお聞かせください。

この意見書は、医療的ケアを必要とする児童の受入れの判定に、児童の状態を把握するために使用します。

保育施設等は療育施設等とは異なり集団生活となるため、安全な生活をする上で配慮が必要かどうかについても、ご意見をお聞かせください。

児童氏名 _____ 性別 () 生年月日：_____ 年 _____ 月 _____ 日

診断名： []

1. 現病歴（治療経過・症状・治療方針など）

2. 本児が保育施設等で集団生活をすることについて

児童が集団生活する保育施設等では、午睡や食事、集団での遊びなど、密接に関わる機会が多くあります。

保育施設等では、医療的ケア児のための個室が用意されているわけではありません。そのため、一般的に感染症を予防することは難しい環境です。

本児が集団生活をすることは望ましくない 理由： []

本児が集団生活をすることは望ましい

3. 必要な医療的ケア

- 経管栄養 (胃管チューブ ・ 胃ろう ・ 腸ろう)
- 咳痰吸引 (口腔内 ・ 鼻腔内)
- その他

4. 予想される緊急時の状況と対応等（痙攣発作やチアノーゼ、低血糖時など）

状態		
対応		
緊急搬送の目安		
緊急搬送時の受け入れ	可	不可

5. 保育施設等での生活上の配慮及び活動の制限

集団生活可能時間			
<input type="checkbox"/> 保育短時間(8:30~16:30) <input type="checkbox"/> 保育標準時間(7:30~18:30)			
保育における配慮：特別な配慮を			
<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 部分的に必要とする <input type="checkbox"/> 常に必要とする			
内容 []			
活動の制限			
<input type="checkbox"/> 基本的生活は可能だが運動は不可 <input type="checkbox"/> 軽い運動には参加可 <input type="checkbox"/> 中等度の運動には参加可 <input type="checkbox"/> 強い運動にも参加可			
園外保育	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	左記についての注意点・条件
プール	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
運動会	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
食事の状況	経口摂取	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可	左記についての注意点・条件
	水分制限	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	誤嚥の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	食事制限	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
その他			

年 月 日

医療機関名

電話

医師名（自署）

【様式③】 医療的ケアを必要とする児童に関する主治医の意見書

下記の児童が保育施設等（保育所、幼稚園、認定こども園）にて安全な集団生活が可能かを判断するために、ご意見をお聞かせください。

この意見書は、医療的ケアを必要とする児童の受入れの判定に、児童の状態を把握するために使用します。

保育施設等は療育施設等とは異なり集団生活となるため、安全な生活をする上で配慮が必要かどうかについても、ご意見をお聞かせください。

児童氏名 _____ 性別 () 生年月日：_____ 年 _____ 月 _____ 日

診断名： []

1. 現病歴（治療経過・症状・治療方針など）

2. 本児が保育施設等で集団生活をすることについて

児童が集団生活する保育施設等では、午睡や食事、集団での遊びなど、密接に関わる機会が多くあります。

保育施設等では、医療的ケア児のための個室が用意されているわけではありません。そのため、一般的に感染症を予防することは難しい環境です。

本児が集団生活をすることは望ましくない 理由： []

本児が集団生活をすることは望ましい

3. 必要な医療的ケア

- 経管栄養 (胃管チューブ ・ 胃ろう ・ 腸ろう)
- 咳痰吸引 (口腔内 ・ 鼻腔内)
- その他

4. 予想される緊急時の状況と対応等（痙攣発作やチアノーゼ、低血糖時など）

状態		
対応		
緊急搬送の目安		
緊急搬送時の受け入れ	可	不可

5. 保育施設等での生活上の配慮及び活動の制限

集団生活可能時間 <input type="checkbox"/> 平日の教育時間(8:30~14:00)			
保育における配慮：特別な配慮を <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 部分的に必要とする <input type="checkbox"/> 常に必要とする 内容 []			
活動の制限 <input type="checkbox"/> 基本的生活は可能だが運動は不可 <input type="checkbox"/> 軽い運動には参加可 <input type="checkbox"/> 中等度の運動には参加可 <input type="checkbox"/> 強い運動にも参加可			
園外保育	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	左記についての注意点・条件
プール	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
運動会	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
食事の状況	経口摂取	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可	左記についての注意点・条件
	水分制限	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	誤嚥の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	食事制限	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
その他			

年 月 日

医療機関名

電話

医師名（自署）

【様式④】

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

1. 「生駒市立保育施設等における医療的ケア児ガイドライン」をよく読み、理解しました。
2. 保育施設等の利用日・利用時間は、次のとおりとすることを了承します。
 - (1)保育を行う日は、平日(月～金曜日)とする。土曜日及び延長保育は、対応不可。
 - (2)医療的ケア実施時間は、1日8時間(8:30～16:30)の範囲内において実施する。
保育時間は、保育標準時間(7:30～18:30)の範囲内とし、実施する保育時間は主治医と協議する。1号認定児については、平日の教育時間内とする。
 - (3)園行事を行う場合は、土曜日・日曜日であっても実施する。
 - (4)児童の状況や保育施設等の状況を踏まえ、保育施設等と保護者の同意の上で決定する。
3. 保育施設等が医療的ケアを実施する上で、主治医の指示書や助言等が必要と判断した場合には保護者の受診に同行し、主治医との面談を行うことを了承します。
4. 保護者は、児童の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに保育施設等の施設長(園長)へ報告するとともに、「医師指示書」を提出することを了承します。
5. 保育施設等が医療的ケアを実施するにあたり、主治医に対する診療報酬及び必要な文書料、医療的ケアの実施手続きに要する経費については、保護者の負担となることを了承します。
6. 医療的ケアの実施に必要な個別の医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品について、保護者の費用負担の上、不足なく用意し、点検と整備を行います。また、医療的ケア実施後の使用済み物品等は、すべて家庭に持ち帰ることを了承します。
7. 初日から一定の期間、慣らし保育を保護者付き添いのもと行います。期間及び保育・教育時間については、保育施設等と保護者が相談の上定め、児童の様子や状態によっては、慣らし期間が延長・短縮される場合があることを了承します。
8. やむを得ない事情により、医療的ケアを行う職員が勤務できない場合、又は保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあることを了承します。
9. 保護者は、登園前には必ず児童の健康状態の観察を行い、登園時に担任又は看護職員等に伝達します。また、日常とは違う状況(顔色、動作、食欲、機嫌、体温等)があつた時や少しでも体調が優れない時は登園を見合せることを了承します。

10. 保育中、児童が発熱、嘔吐、下痢、けいれん等の体調不良の場合、熱がなくても感染症の疑いがある場合、その他緊急の場合、保育施設等から保護者等※に連絡をするため、必ず連絡が取れるようにすることを了承します。

※保護者等：様式①医療的ケア実施申込書「緊急連絡先」に記載されている者とする。

11. 保育施設等で感染症が一定以上発症した場合には、保育施設等からの情報により保護者の責任で登園の判断を行うことを了承します。

12. 児童の体調等に変化があれば保護者等に連絡します。保育施設等が緊急と判断した場合、その他必要な場合には、保護者等に連絡をする前に主治医や嘱託医に連絡し、指示に従い必要な処置を行うことを了承します。また、児童の症状が急変した場合は、救急車で医療機関に搬送し、治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は保護者の負担となることを了承します。

13. 災害時対策として、医療的ケアに使用する医療機器等（医療用具、医薬品、栄養剤、消耗品など）を、必要数保育施設等に預けることを了承します。

14. 医療的ケア児の病状の変化により、保育施設等が規定する内容以外の医療的ケアが必要になった場合で、保育施設等として安全の確保が困難等の理由により対応不可と判断した場合には、原則、退所・退園となることを了承します。

15. 児童に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について、保育施設等の職員間、保健・医療・福祉の分野の関係機関で共有することを了承します。

また、緊急時の対応のために、保育施設等に提出された主治医からの「意見書」「指示書」等の内容を、嘱託医等の医療機関に情報提供することを了承します。

16. その他、必要に応じ保育施設等との間で取り決めた事項を遵守します。

生駒市長 様

上記の確認事項について、すべて同意の上、保育施設等での保育を申し込みます。

年 月 日

保護者署名 _____

児童氏名 _____

医療機関名					
医師名（自筆）					
医療的ケアの実施について、下記のとおり指示いたします。					
ふりがな	生年月日				
児童氏名	年 月 日 (歳)				
診断名					
具体的な指示内容					
<input type="checkbox"/> 経管栄養	種類	<input type="checkbox"/> 経鼻胃管チューブ		<input type="checkbox"/> 胃ろう	<input type="checkbox"/> 腸ろう
	サイズ	() F r	挿入長さ	() cm	
	胃ろう・腸ろう チューブの種類		造設部位		バルーンの水量 () ml
	チューブの抜去時の対応や注意点など				
	〔 〕				
	<input type="checkbox"/> 栄養剤注入				
	実施時間	(:) (:) (:)			
	内容	()			
	1回量	(ml)	注入速度	(分)	
	<input type="checkbox"/> 胃残量が () ml 未満の時は、そのまま予定量を注入する。				
<input type="checkbox"/> 胃残量が () ml 以上 () ml 未満の時は、()					
<input type="checkbox"/> 胃残量が () ml 以上の時は、()					
<input type="checkbox"/> 胃残の色に異常がある場合 ()					
<input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応					
〔 〕					
<input type="checkbox"/> 水分注入					
実施時間	(:) (:) (:)				
内容	()				
1回量	(ml)	注入速度	(分)		
<input type="checkbox"/> 胃残量が () ml 未満の時は、そのまま予定量を注入する。					
<input type="checkbox"/> 胃残量が () ml 以上 () ml 未満の時は、()					
<input type="checkbox"/> 胃残量が () ml 以上の時は、()					
<input type="checkbox"/> 胃残の色に異常がある場合 ()					
<input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応					
〔 〕					
<input type="checkbox"/> 胃からの脱気					
脱気のタイミング	注入前 その他 (:)	注入中 (:)	注入後		
その他指示・注意点など					
〔 〕					

□ 咳痰吸引	<p>□鼻・口腔内吸引 吸引カテーテルのサイズ () F r 吸引圧 () cmH20以下 鼻からの挿入の長さ () cm 口からの挿入の長さ () cm その他指示・注意点など []</p>
□ 薬の管理	<p>□内服薬 □点眼薬 □外用薬 内容 () 投与量 () 投与時間 □昼食前 □昼食後 その他 (:) (:) その他指示・注意点など []</p>
□ 酸素療法	<p>□酸素マスク □酸素カニューラ 酸素流量 () L/分 SpO2 () %以下の場合() その他指示・注意点など []</p>
□ 薬液吸入	<p>吸入実施時間 (:) (:) (:) 吸入内容 () 吸入量 () その他指示・注意点など []</p>
□ インスリン注射・血糖値測定	<p>□インスリン注射 薬剤名 () 1回投与量 () 投与時間 : □昼食前 □昼食後 その他 (:) (:) □血糖値測定 測定時間 : □昼食前 □昼食後 その他 (:) (:) 低血糖時指示 [] その他指示・注意点など []</p>
□ その他	

緊急時の対応・救急搬送の目安

その他

【様式⑥】

年　月　日

保護者氏名 _____様

施設長(園長) _____

作成者 _____

医療的ケア実施計画書

申込みのありました医療的ケアについて、下記のとおり実施します。

実施にあたりまして、下記の留意事項をご確認いただき、保育施設等で児童が安全で楽しい生活を送れるようご協力をお願いいたします。

記

1. 児童氏名 _____

性別 男・女 年齢 歳
生年月日 年 月 日生

2. 保育施設等名 _____

3. 実施する医療的ケアの内容

医療的ケアの項目	実施する内容

4. 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

5. 緊急時の対応

- (1) 緊急事態発生時は、主治医の指示内容を下に、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じます。
同時に保護者等に連絡します。
- (2) 保護者等は、常に連絡が取れる体制を整え、対応をお願いいたします。

6. 留意事項

- (1) 定期的に主治医の診察を受け、結果や指示内容を保育施設等に連絡ください。
- (2) 市の要請に応じて、主治医の意見書・指示書をご提出ください。
- (3) 登園時、児童の健康状態について、担任、看護職員等に連絡し、当日の医療的ケアの内容について確認しあってください。
- (4) 医療的ケアの実施に必要な用具、消耗品の点検・補充をお願いします。
- (5) 使用後の物品についてはご家庭に持ち帰り、処分をお願いします。
- (6) 保育施設等が必要と判断する場合は、保育中、保護者は保育施設等に待機し、看護職員等とともに医療的ケアの実施をお願いします。
- (7) 災害時に備え、栄養剤、内服薬等は必要数を毎日ご持参ください。

【様式⑦】

医療的ケアを必要とする児童の 面談記録票		面接日 年 月 日	
		参加者 _____ 記録者	
ふりがな			
児童氏名		生年月日 年 月 日 (歳)	
診断名		家族構成 (同居家族 を記入) 父親・母親・兄・姉・弟・妹() 祖父・祖母・その他()	
出産時の 状況	妊娠期間	(週日) 異常なし · 異常あり()	
	体重	() g	身長 () cm
	分娩の経過	頭位・骨盤位・その他() 特記事項()	
必要な医 療的ケア	内容		
	頻度		
	挿入物	あり · なし	挿入の長さ・太さ
	緊急時の対応		
	家庭で気をつ けていること		
主治医名	医療機関名		
	受診科・医師名	() 科 () 先生	
	内服薬	あり() · なし	
	次回受診		
かかりつけ医			
療育の 状況	療育機関名	[通所 (回/週・月)
	療育手帳	あり() · なし	
成長過程	(出産後の手術 · 入院歴、リハビリ等)		
現在の 状態	(症状、発作の有無、呼吸状態、基礎疾患、合併症の有無・内容、アレルギーの有無等)		

	運動、身体能力、身辺自立度（食事・排泄・衣服の着脱等）について		
	本人の個性（このような動作の時はこのような意思がある、等の行動特性）について		
日常生活	会話、コミュニケーション、理解力		
	家庭での過ごし方		
	<table border="1"> <tr> <td>苦手なこと</td><td>好きなこと</td></tr> </table>	苦手なこと	好きなこと
苦手なこと	好きなこと		
集団生活 での 留意事項			
その他			

【様式⑧】

医療的ケア終了届

下記のとおり、保育施設等に通園する児童に対して、保育施設等での医療的ケアの実施が必要なくなりましたので、お届けいたします。

対象児童

保育施設等名				
児童氏名				
生年月日	年 月 日 生 歳			
現住所				
電話番号(携帯番号)				
医療的ケアの内容				

施設長 様

年 月 日

保護者署名_____

